

広島県告示第六百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年八月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊東歯科医院	東広島市安芸津町三津四二〇九番地九	平成二十二年五月二日
東広島整形外科クリニック	東広島市西条町御園宇四二八一番地一	平成二十二年六月三〇日
かねだ歯科	江田島市江田島町鷺部二丁目一七番一	平成二十二年四月三〇日
株式会社広島メデイクス ももたろう薬局焼山店	呉市焼山中央二丁目九番四〇号	平成二十二年六月三〇日
のぞみ薬局	東広島市西条本町三番一九号	平成二十二年六月一日
めじろ薬局有限会社	安芸郡府中町本町一丁目四番一一号	平成二十二年五月二日